

いじめ 重大事態対応フロー図

高知県立高知若草養護学校

いじめの疑いに関する情報

- いじめ等防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実確認を行い結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 県教育委員会に重大事態の発生を報告 → 県教委から知事に報告**
 - ア) 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒等が自殺を企図した場合等）
 - イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査を行う。



県教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を主体とした調査を行う場合

※県教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

- ※いじめ防止等対策委員会を母体とし、事務長及び必要な外部専門家を加える。
- ※組織に加える外部専門家（弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者）は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的事実関係を速やかに調査する。
- ※学校に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う姿勢をもって調査を行う。
- ※すでに学校が把握している事実であっても、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行う。

●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

- ※調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告を行う）する。
- ※関係者の個人情報に十分配慮する。ただしそのことを楯に説明を怠ることがあってはならない。
- ※アンケートを実施する場合は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、アンケートの実施に当たってはその旨を調査対象の在校生や保護者に説明しておく。

●調査結果を県教育委員会に報告する。（※県教委から知事に報告）

- ※いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置を取る。

県教育委員会が調査主体となる場合

●県教育委員会の指示のもと、資料提出など調査に協力する。